

広島県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定によつて、次の森林を保安林に指定した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を広島市役所の掲示場に掲示した。

平成二十三年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
二 広島市佐伯区湯来町大字菅澤字粟柱三三四の	木下 直志

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について